

第 6 6 号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決
処分について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専決
処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決
処分書

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例（昭和31年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (法 附則第15条第33項 の条例で定める割合) 2 法 附則第15条第33項 に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 3・4 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率	附 則 1 (略) (法 附則第15条第34項 の条例で定める割合) 2 法 附則第15条第34項 に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 3・4 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例) 5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率

を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6～16 (略)

17 法附則第15条第1項、第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第32項、第33項、第36項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

18 (略)

を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6～16 (略)

17 法附則第15条第1項、第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第33項、第34項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

18 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。